

しずおかし子育てハンドブックの作成及び納入（無償提供）事業者募集要項

1 募集内容

しずおかし子育てハンドブックは、子育てに関する支援情報等を集約し、主に各区役所健康支援課において母子健康手帳とともに配布するほか、子育て支援センター、児童館等に配架し、子育て世帯の情報取得の負担、子育ての不安感及び孤立感の軽減を図ることを目的とするものです。

本事業の趣旨に賛同し、しずおかし子育てハンドブックを無償で提供していただける事業所を募集します。

なお、この募集は協働事業者の募集とさせていただきます。

2 提供物

しずおかし子育てハンドブック（以下「ハンドブック」という。）

3 協働事業の内容

- (1) 静岡市は、市に関する子育て支援情報の作成及びハンドブックの配布を行います。
- (2) ハンドブック提供者は、広告主を募集するとともに、子育て支援に関する情報を作成し、市と協議のうえ、市が作成した情報と併せてハンドブックの企画、編集、印刷及び製本を行います。

4 広告の掲載

- (1) ハンドブック提供者は、ハンドブックに自身の広告を掲載し、又は広告主を募集して広告を掲載することができます。
- (2) ハンドブックには、「掲載されている広告は、静岡市が特別に推奨するものではありません。」などの文言を記載することにより、静岡市が広告主を応援及び特定の商品を推奨しているといった印象を与えないように配慮してください。

また、このハンドブックの作成経費が広告収入により賄われていることを記載してください。

- (3) 広告には、「広告」である旨を明示してください。

(4) 広告原稿の提出方法

- ①提出期限 令和8年8月17日（金）
- ②提出方法 郵送またはメール
- ③提出書類 ・ハンドブックに掲載する広告
・事業概要が分かる書類
・資格又は免許を必要とする業種は、それを証する書類の写し

5 掲載できる広告等について

しずおかし子育てハンドブック広告掲載取扱要綱及び静岡市広告掲載基準を遵守してください。

(参照：「静岡市広告掲載基準…<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2547/p000753.html>」)

なお、選定された事業者の広告掲載の可否の決定については、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会の審査を経て、市長が行います。

6 規格及び作成部数

(1) サイズ A5サイズ

(2) ページ数

- ・総ページ数は最大120ページ以内（表紙、裏表紙を除く。）とする。
- ・市が提供する子育て支援情報等の掲載ページは80ページ程度とする。
- ・広告掲載ページ、枠数及びその他の構成等については、上記総ページ数の範囲内で協議の上決定する。

(3) 作成部数 20,000部

7 納品期限

令和8年9月30日（水）

8 納品物

(1) ハンドブック

- ・25部毎に括束すること

(2) ハンドブックデータ

- ・PDF ファイルを電子記録媒体で納品すること
- ・PDF ファイルは表紙・裏表紙を含む全ページを1つにまとめたもの及び章ごとにまとめたものの2種類を納品すること

9 納品場所

(1) ハンドブック

仕様書別紙2「納品先」のとおり

(2) ハンドブックデータ

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市こども未来課政策係

10 配布期間

令和8年10月1日（木）から令和9年9月30日（木）まで

11 募集期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月15日（金）午後5時まで

12 申込書類

- (1) しずおかし子育てハンドブック提供希望者申込書（様式第1号）
- (2) 企画提案書
- (3) 会社概要の写し
- (4) 作業スケジュール表
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

13 申込方法

上記12申込書類を下記18申込み先に直接持参又は郵送にてご提出ください。
(郵送の場合、募集期間最終日の当日消印を有効とします。)

14 ハンドブック提供者の選定方法

提出された書類に基づき、当該事業の趣旨に合ったもので、企画内容、制作体制、適格性、地域経済の寄与度などを総合的に評価し、1社（事業者）を選定します。

なお、選定結果は、令和8年5月22日（金）までに通知します。

15 申込資格

- (1) 静岡市広告掲載基準に規定する規制業種・事業者でないこと。
- (2) 静岡市委託契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (3) 静岡市税の滞納がないこと。

16 注意事項

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは、失格となります。
- (2) 提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、「静岡市情報公開及び個人情報保護の保護の総合的な推進に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

17 協定書の締結

選定された事業者は、市との間で別途協定書を取り交わしていただきます。

18 申込み及び問合せ先

静岡市 こども未来局 こども未来課 政策係
〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号 17階
電話：054-221-1169 FAX：054-221-5026